平成 18 年 5 月 16 日

各　位

会　社　名　株式会社 アルゴ 21
代　表　者　代表取締役社長
太田　清史
（コード番号　4692　東証第一部）
問 合 せ 先　取締役 根本　一生
（ＴＥＬ．　03-5548-4863）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 16 日の取締役会において、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 22 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

(1) 現行定款第２条（目的）について、汎用的な表現に改めることを目的として、所要の変更を行うものであります。

(2) 現行定款第４条（公告の方法）について、周知性の向上及び公告掲載費用の節減を図るため、電子公告制度を採用することとし、併せて事故その他やむを得ない事由により電子公告ができないときの措置を定めるため、所要の変更を行うものであります。

(3) 現行定款第５条（発行する株式の総数）について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、発行可能株式総数を 28,000,000 株から 45,000,000 株に変更するものであります。

(4) 変更案第９条（単元未満株式の売渡請求）を新設し、単元未満株式を有する株主に対して、従来から行っている単元未満株式の買取請求に加え、買増しを行い単元株式とすることができるようにするものであります。

(5) 現行定款第 16 条（取締役の員数）について、取締役の員数の上限を現状に即して適正化することを目的として、取締役の員数を 18 名以内から９名以内に変更するものであります。

(6) 現行定款第 18 条（取締役の任期）について、各事業年度の経営成績に対し株主の皆様からのご信任をいただくという考えから、取締役の任期を２年から１年に変更するもの

であります。

(7) 現行定款第19条（代表取締役及び役付取締役）について、当社では、「副社長」「専務」「常務」の役職は執行役員の身分に対して付与することとしたため、所要の変更を行うものであります。

(8) 変更案第28条（社外取締役の責任免除）を新設し、社外取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とし、独立性の高い優秀な人材を迎えられるようにするものであります。なお、本条文の新設に関しましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

(9) 会社法（平成17年法律第86号）が平成18年５月１日に施行されたことに伴い、以下の理由により変更を行うものであります。

① 現行定款第７条（１単元の株式数及び単元未満株券の不発行）に条文を追加し、単元未満株式について行使することができる権利を定めるものであります。

② 変更案第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設し、株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるため、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とするものであります。

③ 変更案第25条（取締役会の決議の省略）を新設し、取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるようにするものであります。

④ 変更案第37条（社外監査役の責任免除）を新設し、社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とし、独立性の高い優秀な人材を迎えられるようにするものであります。

⑤ 上記の他、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正、文言の変更等、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

(10) その他、全般にわたり文言の変更、条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．情報処理機械及び組織並びに、これに関連して使用される機械のソフトウェア及びハードウェアの製造、開発、保守、販売並びに賃貸 ２．情報処理機械及び組織並びに、これに関連して使用される機械、付属品、部品、消耗品の販売及び賃貸 ３．情報処理機械及び組織に関連する電気設備工事、電気通信工事、管工事、内装仕上工事及び建築工事の設計施工 ４．情報処理サービス及び情報提供サービスに関する業務 ５．情報処理機械及び組織の運営管理に関する業務 （新設） ６．旅行業法に基づく旅行業 ７．前各号に附帯関連する一切の業務	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．情報システム、情報通信システム、ソフトウェア、ハードウェアの企画、設計、製造、販売、保守及び賃貸 ２．情報システム運用の管理及び支援 ３．コンピュータハードウェアに付随する部品、消耗品の販売 ４．情報処理サービス及び情報提供サービス ５．電気工事業、管工事業、電気通信工事業及び内装仕上工事業 ６．前各号に関するコンサルティング、教育及び研修 ７．旅行業法に基づく旅行業 ８．前各号に附帯関連する一切の業務
（公告の方法） 第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式 （発行する株式の総数） 第５条　　当会社の発行する株式の総数は、 28,000,000株とする。 ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第２章　　株　　式 （発行可能株式総数） 第５条　　当会社の発行可能株式総数は、45,000,000株とする。
（自己株式の取得） 第６条　　当会社は、商法第 211 条ノ３第１項第２号の規定により取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。	（自己の株式の取得） 第６条　　当会社は、会社法第165条第２項の規定により取締役会の決議によって、同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。
（新設）	（株券の発行） 第７条　　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（１単元の株式数及び単元未満株券の不発行） 第７条　　当会社の１単元の株式の数は、100株とする。	（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第８条　　当会社の単元株式数は、100株とする。
②当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。 ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	②当会社は、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。
（新設）	③当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 ２．次条に掲げる権利

（新設）	（単元未満株式の売渡請求） 第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
（株式取扱規程） 第８条　当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第10条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
（基準日） 第９条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。	（基準日） 第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。
②前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。	②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。
（名義書換代理人） 第10条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。	（株主名簿管理人） 第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②当会社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。	②当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当会社の株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、質権の登録又はその抹消、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。	③当会社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。
第11条～第12条　（条文省略）	第13条～第14条　（現行どおり）
（新設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議の方法） 第13条　当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。	（決議の方法） 第16条　当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
②商法３４３条に定める決議の方法は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって決する。	②会社法第309条第２項に定める決議の方法は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使） 第14条　当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。	（議決権の代理行使） 第17条　当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。
（条文省略）	（現行どおり）
（議事録） 第15条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	（議事録） 第18条　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。
第４章　取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第16条　当会社の取締役は18名以内とする。	第４章　取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は９名以内とする。
（取締役の選任） 第17条　当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。	（取締役の選任） 第20条　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
（条文省略）	（現行どおり）
（取締役の任期） 第18条　当会社の取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　当会社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
②任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。	（削除）
（新設）	（取締役会の設置） 第22条　当会社は、取締役会を置く。

（代表取締役及び役付取締役） 第19条　当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。	（代表取締役及び役付取締役） 第23条　当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。
当会社は、取締役会の決議により取締役社長１名を選任するほか、必要に応じて取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。	②当会社は、取締役会の決議によって取締役社長１名を選定するほか、必要に応じて取締役会長１名を選定することができる。
（取締役会の招集） 第20条　（条文省略）	（取締役会の招集） 第24条　（現行どおり）
（新設）	②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会規程） 第21条　当会社の取締役会に関する事項は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第26条　当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（取締役の報酬） 第22条　当会社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。	（取締役の報酬等） 第27条　当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（新設）	（取締役の責任免除） 第 28 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。
第５章　　監査役及び監査役会	第５章　　監査役及び監査役会
（新設）	（監査役及び監査役会の設置） 第 29 条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。
（監査役の員数） 第 23 条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（監査役の員数） 第30条　　（現行どおり）
（監査役の選任） 第 24 条　当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。	（監査役の選任） 第31条　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
（監査役の任期） 第 25 条　当会社の監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（監査役の任期） 第32条　当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤の監査役） 第 26 条　当会社の監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	（常勤の監査役） 第33条　当会社の監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集） 第 27 条　　（条文省略）	（監査役会の招集） 第34条　　（現行どおり）

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
（監査役会規程） 第28条　当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査役会規程） 第35条　当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
（監査役の報酬） 第29条　当会社の監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。	（監査役の報酬等） 第36条　当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（監査役の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。
（新設）	第6章　会計監査人 （会計監査人の設置） 第38条　当会社は、会計監査人を置く。
（新設）	（会計監査人の選任） 第39条　当会社の会計監査人は、株主総会の決議により選任する。
（新設）	（会計監査人の任期） 第40条　当会社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	②当会社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（新設）	（会計監査人の報酬等） 第41条　当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第6章　計　算 （営業年度及び決算期） 第30条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとし、営業年度の末日を決算期とする。	第7章　計　算 （事業年度） 第42条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。
（利益配当金） 第31条　当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払うものとする。	（剰余金の配当） 第43条　当会社の剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。
（中間配当） 第32条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（中間配当） 第44条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
（除斥期間等） 第33条　当会社の利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。	（除斥期間等） 第45条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
②未払の利益配当金及び中間配当金については、利息をつけないものとする。	②前項の金銭には、利息をつけないものとする。

以　上